

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2020 年 10 月 28 日

「(案件名) 全世界ビッグデータ・AI を活用した税務行政支援にかかる情報収集・確認調査(QCBS)」

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P4 第 1 章 5(3)利益相反の排除	<p>・13P の第 2 章 2. (5)に記載の業務に過去参加したものは本業務に参加することは問題ないか。</p> <p>・P17 の 6. (7)今後の事業展開における活用可能性の検討・提案において新規案件形成の検討が記載されている。新規案件としてプロジェクト化された際に、本業務に参加したものは新規案件に参加できるのか。</p>	<p>・企画競争説明書 P13 第 2 章 2. (5)に記載のある JICA 協力案件に参加した社又は参画中の社であっても、本件調査への参画に制限はありません。</p> <p>・本件調査は情報収集・確認調査であり、協力準備調査や詳細計画策定調査ではありません。従って、本件受注者は、企画競争説明書 P17 第 2 章 6. (7)「今後の事業展開における検討・提案」から形成される新規案件は利益相反に該当しませんので参画に問題はありません。</p>
10/21 回答済み			
2	2. プロポーザル作成上の条件 (2)外国籍人材の活用(p.24)	<p>本業務では、評価対象者は日本籍メンバーを中心とするものの、実施可能性調査およびパイロット活動では外国籍人材の作業工数が大きくなることが予想されます。コロナ禍での特殊な状況下での調査であることを鑑み、右記載の目途(当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1)を超える外国籍人材の活用についても柔軟に提案を認めていただくことをご検討いただけますでしょうか</p>	<p>外国籍人材の活用上限の当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1は、記載の通り『目途』ですので、案件の特殊性に鑑み、調査遂行に際し合理的な提案、理由を基に目途を超える外国籍人材を活用することを妨げるものではありません。</p>

3	<p>2. 調査の目的 本調査の実施期間 契約履行期間(予定):2020 年 12 月 ~ 2022 年 3 月(p.2)</p>	<p>集中作業期間の設定、事業の前倒しでの修了など、工数配分とスケジュールについては提案者側の最適な提案をご承認いただけるという理解で宜しいでしょうか</p>	<p>企画競争説明書 第2章 7. 成果品等に記載のある提出時期を念頭に置いた上で、競争参加者は最適と考える調査工程をその理由も付してご提案頂けます。機構は、その妥当性について検討させていただきます。</p>
4	<p>2. 調査の目的 本調査の実施期間 契約履行期間(予定):2020 年 12 月 ~ 2022 年 3 月(p.2)</p>	<p>パイロット活動の実施にあたって、MM の追加も認められる予定でしょうか。その場合、認められる追加予算の規模に目安などはありますでしょうか</p>	<p>プロポーザル作成にあたっては、1 か国あたり 1.5M/M として定量計上、また企画競争説明書 p17 第 2 章、6.(5)の通り 2 カ国程度を想定しています。 実施の段階において、パイロット活動の具体的な実施内容に応じて、必要な追加MM及び予算について協議に応じることは可能です。</p>
5	<p>特記仕様書(p.15) 5. 実施方針及び留意事項 「(4) 税務行政におけるビッグデータ・AI 活用に積極的な国の調査」および「(5) 調査対象国の現状調査」について</p>	<p>調査全体で 19.3MM と工数が限られており、対象国内でも渡航/調査の難易度に差異があるため、初期スクリーニングで調査優先国を特定し、貴機構と協議の上、本調査の目的である特に貴機構の協力の実現可能性が高い国を重点的に調査するなど、軽重をつけた調査の実施を認めていただくことは可能でしょうか。」</p>	<p>初期スクリーニングの方法等を具体的に提案頂いた上で、その妥当性を検討させていただきます。 ただし、企画競争説明書 第2章 2. (3)対象国にて指定している対象国は網羅して頂くことが必須となりますので、ご注意ください。</p>
6	<p>特記仕様書(p.16) 5. 実施方針及び留意事項 (7)パイロット活動 「先方機関関係者ニーズに基づいたもので、先方機関からのデータ提供や活動環境整備などの協力が得られ、速やかに活用可能な技術がある場合、現行調査の一環として試行</p>	<p>現状の COVID-19 の不確実性ならびに現状の想定工数の中でパイロット活動に必要なデータ分析等まで行うことは困難である可能性が高いと考えます。パイロット活動実施に向けた諸条件が整わない場合、パイロット活動の実施に変わり、案件形成の国内調査を行うなど、代替的な調査項目への切り替え等について貴機構と協議させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>業務実施過程において、パイロット活動実施に向けた諸条件が整わないと思われる場合には、代替策等について協議することは可能です。</p>

	的に実施する」		
7	人件費単価 (コンサルタント等契約における経理 処理ガイドライン(QCBS 方式対応 版) P.4)	国税ならびにデジタル領域において専門性の高い 業務従事者が必要なことを鑑み、また新型コロナ ウィルスで状況が変化するなかで、複数国を対象 とした調査を円滑に実施可能な組織としてのグロ ーバルなバックアップ体制が求められるため、基準 額を超える直接人件費月額単価(特号超)が妥当 であるという理由があればご承認いただけますで しょうか	コンサルタント等契約における経理処理ガイドラ イン(QCBS 方式対応版)P.4 「Ⅱ. 報酬 3. 基 準額を超える直接人件費月額単価の設定」に記 載のある「基準額を超える直接人件費月額単価 の設定」は本案件には適用されていませんので、 特号超の提案は不可とさせていただきます。
8	5. 見積書作成にかかる留意事項 (4)以下の業務については、業務内 容・量の確定・提案が困難であるた め、以下に示す業務量で「報酬」を 見積もってください。 (P.25)	「1)パイロット活動に係る業務: 1. 50人月/国 × 1カ国 = 1. 50人月」は「業務量の目途 合計 約 19.3M/M」の内数でしょうか	ご理解の通りです。
9	プロポーザル評価配点表(P.27)	各評価対象者の「オ)その他学位、資格等」はどう いった資格を想定しているのか	①業務主任者/データ戦略・設計 ②データ分析・活用/インパクト評価 の2名につきましては、経済学・情報工学に関連 する資格を想定しています。 ③税務/行政情報化 の1名につきましては、税理士などの資格を想定 しています。

以 上